

# 振替供給にともなう補給電力要綱

平成21年9月1日実施

北海道電力株式会社

## 目 次

1	適 用 .....	1
2	契約の申込み .....	1
3	契約の成立および契約期間 .....	1
4	料 金 .....	1
5	料 金 の 算 定 .....	3
6	支払義務の発生および支払期日 .....	3
7	支 払 方 法 .....	3
8	通告電力量の変更通知 .....	4
9	違 約 金 .....	4
10	そ の 他 .....	4
	附 則 .....	5
	別 表 .....	9

## 1 適 用

- (1) 当社の託送供給約款（以下「託送約款」といいます。）により振替供給の適用を受ける契約者が振替供給を受けるにあたり、30分ごとの受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。また、当社から託送供給に供する電気の供給を受ける場合で、託送約款9〔検討および契約の申込み〕(4)による申込み〔翌日等の利用分に限ります。〕に係る受電地点で計量された電力量等にもとづき、あらかじめ定めた算定方法により電力量が確定するときは、当該電力量の値を加えたものとみなします。）がその30分の受電地点における通告電力量（受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。）を下回る場合に生じた一般電気事業または特定規模電気事業の用に供する電気の不足電力を当社が補給するときの料金および必要となるその他の供給条件は、この振替供給にともなう補給電力要綱（以下「この要綱」といいます。）によります。ただし、契約者および発電者は、その契約者が当社に新たに申し込む振替供給契約（以下「当該振替供給契約」といいます。）とそれぞれ同一としていただきます。
- (2) 当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の振替供給にともなう補給電力要綱によります。

## 2 契約の申込み

契約者は、当該振替供給契約の申込みとあわせて、所定の申込書により、振替供給にともなう補給契約（以下「振替補給契約」といいます。）の申込みをしていただきます。

## 3 契約の成立および契約期間

- (1) 振替補給契約は、振替補給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、当該振替供給契約と同一といたします。

## 4 料 金

料金は、(2)ハによって算定された変動範囲内電力料金および(3)ロによって算定された変動範囲超過電力料金の合計といたします。

### (1) 適 用

30分ごとの受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。また、当社から託送供給に供する電気の供給を受ける場合で、託送約款9〔検討および契約の申込み〕(4)による申込み〔翌日等の利用分に限ります。〕に係る受電地点で計量された電力量等にもとづき、あらかじめ定めた算定方法により電力量が確定する

ときは、当該電力量の値を加えたものとみなします。)が、その30分の受電地点における  
通告電力量（受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。）を下回る場合に生じ  
た一般電気事業または特定規模電気事業の用に供する電気の不足電力（以下「通告未達  
電力量」といいます。）の補給にあてるための電力量（以下「通告未達補給電力量」とい  
います。）に適用いたします。

(2) 変動範囲内電力

イ 適用範囲

通告未達補給電力量のうち、ロに定める変動範囲内基準電力量以内のものに適用い  
たします。

ロ 変動範囲内基準電力量

変動範囲内基準電力量は、30分ごとに、振替送電サービス契約電力の3パーセント  
相当を2で除した値に相当する電力量といたします。

ハ 変動範囲内電力料金

変動範囲内電力料金は、通告未達補給電力量のうち、変動範囲内基準電力量以内の  
もののその1月の合計値によって算定いたします。ただし、別表（燃料費調整）1(1)  
によって算定された平均燃料価格が31,100円を下回る場合は、別表（燃料費調整）1  
(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表（燃料費調整）1(1)  
によって算定された平均燃料価格が31,100円を上回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)  
によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1キロワット時につき	10円70銭
------------	--------

(3) 変動範囲超過電力

イ 適用範囲

通告未達補給電力量のうち、変動範囲内基準電力量をこえるものに適用いたします。

ロ 変動範囲超過電力料金

変動範囲超過電力料金は、通告未達補給電力量のうち、変動範囲内基準電力量をこ  
えるもののその1月の時間帯別の合計値によって算定いたします。ただし、別表（燃  
料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が31,100円を下回る場合は、別表（燃  
料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表（燃料  
費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が31,100円を上回る場合は、別表（燃  
料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 昼間時間

1キロワット時につき	33円72銭
------------	--------

(ロ) 夜間時間

1キロワット時につき	30円10銭
------------	--------

## 5 料金の算定

料金は、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

なお、料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、当該振替供給を開始し、または当該振替供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間といたします。

## 6 支払義務の発生および支払期日

- (1) 料金の支払義務は、料金の算定期間の翌月1日に発生いたします。ただし、当該振替供給契約が消滅した場合は消滅日、託送約款25(電力および電力量の算定)(14)の場合は、料金の算定期間の電力量が協議によって定められた日に発生するものといたします。
- (2) 料金は、支払義務発生日の翌日から起算して21日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して21日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

## 7 支払方法

- (1) 料金については毎月、当社が指定した金融機関を通じて払い込みにより契約者から支払っていただきます。  
なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。
- (2) 料金の支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
- (3) 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金

額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

## 8 通告電力量の変更通知

契約者は、発電者の発電設備の事故等によって通告未達電力量が発生することが明らかになった場合には、託送約款32(託送供給の実施)(2)ルにもとづき、事故等の発生から30分以内に通告電力量の変更を当社に通知していただきます。

なお、当社は、必要に応じて、発電設備の事故および修理に関する記録を契約者から提出していただくことがあります。

## 9 違 約 金

(1) 契約者が、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用することにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、この要綱に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

## 10 そ の 他

(1) その他の事項については、託送約款に定めるところによるものといたします。

(2) この要綱の実施上必要な細目的事項は、そのつど契約者と当社との協議によって定め

ます。

## 附 則

### 1 この要綱の実施期日

この要綱は、平成21年9月1日から実施いたします。

### 2 燃料費調整についての経過措置

#### (1) 適用期間

適用期間は、平成21年9月1日から平成22年3月31日までといたします。

#### (2) 燃料費調整

(1)の適用期間における、4(料金)(2)ハの変動範囲内電力料金および4(料金)(3)ロの変動範囲超過電力料金について、燃料費調整（燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。）は、各項の規定によらず、燃料費調整単価が(4)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、(5)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が(4)ロ(ニ)により算定される場合は、(5)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

#### (3) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.3625$$

$$\beta = 0.9476$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、平均燃料価格算定期間とは、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8

月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(4) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，基準燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (31,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 31,100\text{円}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

なお，各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
平成21年4月1日から 平成21年6月30日までの期間	平成21年9月1日から 平成21年9月30日までの期間
平成21年5月1日から 平成21年7月31日までの期間	平成21年10月1日から 平成21年10月31日までの期間
平成21年6月1日から 平成21年8月31日までの期間	平成21年11月1日から 平成21年11月30日までの期間
平成21年7月1日から 平成21年9月30日までの期間	平成21年12月1日から 平成21年12月31日までの期間
平成21年8月1日から 平成21年10月31日までの期間	平成22年1月1日から 平成22年1月31日までの期間
平成21年9月1日から 平成21年11月30日までの期間	平成22年2月1日から 平成22年2月28日までの期間
平成21年10月1日から 平成21年12月31日までの期間	平成22年3月1日から 平成22年3月31日までの期間

ロ (1)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(1)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} = \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、ハに定める経過措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} = \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、ハに定める経過措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{ハに定める経過措置の燃料費調整単価}$$

ハ 経過措置の燃料費調整単価

経過措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	平成21年9月1日から 平成21年9月30日までの期間	3 銭
	平成21年10月1日から 平成21年10月31日までの期間	3 銭
	平成21年11月1日から 平成21年11月30日までの期間	3 銭
	平成21年12月1日から 平成21年12月31日までの期間	3 銭
	平成22年1月1日から 平成22年1月31日までの期間	3 銭
	平成22年2月1日から 平成22年2月28日までの期間	2 銭
	平成22年3月1日から 平成22年3月31日までの期間	2 銭

(5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の4(料金)(1)に定める通告未達補給電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(6) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1 4 銭 6 厘
------------	-----------

(7) 燃料費調整単価等の通知

当社は、(3)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(4)によって算定された燃料費調整単価を契約者にお知らせいたします。

## 別 表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.3625$$

$$\beta = 0.9476$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,100\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

#### (3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月1日から5月31日までの期間

#### (4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の4(料金)(1)に定める通告未達補給電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 4 銭 6 厘
-------------	-----------

### 3 燃料費調整単価等の通知

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価を契約者にお知らせいたします。